

地場産品基準について

地場産品（ふるさと納税返礼品）についての基準は以下のとおりです。

- (1) 当該地方団体の区域内で生産されたものであること。
- (2) 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

○当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断し、ふるさと納税ポータルサイト上にその旨を明記すること。

【認められる例】

- ・区域内で生産された牛乳や果物を 100%使用して、区域外で製造されたジェラート・区域内で生産された酒米を 100%使用して、区域外において醸造した地酒
- ・区域内の事業者が 100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場加工したリンゴジュース
- ・原材料の柑橘のうち 9 割以上を区域内で生産された柑橘を使用したジュース

【認められない例】

- ・製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約 1 割使用した、区域外製造のアイスクリーム
- ・区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き・スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

- (3) 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

○当該工程が「主要な部分」といえるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税ポータルサイト上にその旨を明記すること。

○製造、加工その他の工程が、「食肉の熟成」または「玄米の精白」である場合には、これらの原材料が奈良県内において生産されたものを原材料とするものに限る。

○製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える。

加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列举していることを踏まえること等を踏まえること。

（参考） 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送または保存のための乾燥、冷凍、塩漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他表示を貼り付けもしくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

【認められる例】

- ・ 区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保
守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒
- ・ 区域外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿
（らでん）細工や漆芸を区域内において、区域内事業者が施した工芸品

【認められない例】

- ・ 海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶・

区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ

- ・ 区域外で生産されたビールに、 当該団体オリジナルシールを貼ったもの
- ・ 区域外から調達したブロック肉を、 区域内で単なる切断・パック詰めした精肉・ 区域内での工程が枝肉の切断である精肉

- (4) 返礼品等を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

○当該市町村から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限り、該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。

【認められる例】

- ・ 当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄する JA に区域内で生産された米を出荷して、当該 JA が区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・ 区域内で生産後、複数の地方団体を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- ・ 区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄する畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の団体で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

【認められない例】

- ・ 区域内で生産されたものと区域外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリームなど

- (5) 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品であることが明白なものであること

○返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PR リーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。

○かつて産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していることといった要素のみで当該基準に該当するものではない。

【認められる例】

- ・当該地方団体のゆるキャラグッズ
- ・当該地方団体をPRするためのオリジナルポストカード
- ・当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ

【認められない例】

- ・かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では区域内に工場がなく区域外で製造する玩具
- ・区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席面
- ・当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子
- ・包装紙に当該地方団体名が記載されているだけのもの
- ・区域外で製造している電子機器類の待受け画面に、当該地方団体の名称やゆるキャラ等を表示させたもの
- ・アウトドアブランドと連携協定を結び、当該ブランドと当該地方公共団体がコラボレーションしたロゴを印字した区域外で製造するアウトドアグッズ
- ・ゴルフによる町おこしの一環として、区域外で製造されたゴルフ用品に当該地方団体のキャッチコピーを印字したもの
- ・市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのルアー

(6) 前各号に該当する返礼品等と該当返礼品等に付帯するものとを併せて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。

○「当該返礼品等に付帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが付帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断する。

○「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断し、ふるさと納税ポータルサイト上にその旨を明記すること。

【認められる例】

- ・区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット
- ・区域内で生産された野菜の詰合せと区域外で製造されたバーニャカウダソースのセット
- ・区域内で製造された曲げわっぱの弁当箱と区域外で製造された弁当箱の収納袋のセット

【認められない例】

- ・区域外で生産された商品と当該地方団体の PR 冊子をセットにしたもの
- ・区域外で製造されたビールと区域内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・海外製のタブレット端末に区域内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの
- ・区域内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄器をセットにしたもの
- ・区域内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

(7) 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これらに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体において相当程度関連性のあるものであること。

○区域外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがある。

(区域外で提供される役務に関する例)

【認められる例】

- ・地域特産品を PR するための区域外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、区域内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
- ・区域内の事業者が車いす用に制作した着物を区域外で提供（レンタル以外の工程はすべて区域内で行っているもの）

【認められない例】

- ・区域内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
- ・区域内でひいきされたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント
- ・区域内に教室を設ける講師が、区域外の受講者を対象にオンラインで実施する

英会話等のレッスン

(8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

- ①市区町村が近隣の他の市区町村と協同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの（他の市区町村の同意なく、当該他の市区町村の地場産品を返礼品等して取り扱う場合には該当しない。）
 - ②都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ③都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において、地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- (9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。